

平成 22 年 第 1 回臨時会

# 千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成 22 年 8 月 9 日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

# 平成22年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

## 目 次

### ○招集告示

#### 第 1 号 (8月9日)

○議事日程	1
○会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	3
○説明のため出席した者	3
○議会事務局職員出席者	3
○開会及び開議の宣告	5
○諸般の報告	5
○広域連合長のあいさつ	5
○議席の指定	6
○副議長の選挙	6
○副議長就任のあいさつ	8
○日程の追加 (議長の辞職許可について)	9
○議長の辞職許可について	10
○議長退任のあいさつ	10
○日程の追加 (議長の選挙)	11
○議長の選挙	11
○議長就任のあいさつ	13
○日程の追加 (議会運営委員会委員の選任について)	14
○議会運営委員会委員の選任について	14
○会議録署名議員の指名	15
○会期の決定	15
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	15

○副広域連合長就任のあいさつ	18
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○監査委員就任のあいさつ	20
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
○閉会の宣告	41
○会議録署名	42
○議案議決結果	43

千葉県後期高齢者医療広域連合告示第5号

平成22年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年7月26日

千葉県後期高齢者医療広域連合長 藤 代 孝 七

記

- 1 日 時 平成22年8月9日（月） 午前10時から
- 2 場 所 オークラ千葉ホテル 3F エリーゼ  
(千葉市中央区中央港1-13-3)
- 3 付議事件
  - (1) 千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
  - (2) 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
  - (3) 専決処分の承認を求めることについて  
(千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)
  - (4) 専決処分の承認を求めることについて  
(千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例)
  - (5) 専決処分の承認を求めることについて  
(平成21年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第4号))
  - (6) 専決処分の承認を求めることについて  
(平成21年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第4号))
  - (7) 専決処分の承認を求めることについて  
(千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について)

## 平成22年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

### 議 事 日 程

平成22年8月9日午前10時00分開会

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 副議長の選挙
- 日程第 3 会議録署名議員の指名について
- 日程第 4 会期の決定について
- 日程第 5 議案第 1号 千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 日程第 6 議案第 2号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 日程第 7 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第4号））
- 日程第10 議案第 6号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第4号））
- 日程第11 議案第 7号 専決処分の承認を求めることについて（千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について）

---

### 会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 副議長の選挙
- 日程第 3 議長の辞職許可について
- 日程第 4 議長の選挙
- 日程第 5 議会運営委員会委員の選任について

- 日程第 6 会議録署名議員の指名について
- 日程第 7 会期の決定について
- 日程第 8 議案第 1 号 千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 日程第 9 議案第 2 号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 日程第 10 議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 11 議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 12 議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 13 議案第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 14 議案第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について）

#### 出席議員（51名）

1 番	茂手木 直 忠 君	2 番	宮 内 昭 三 君
3 番	宮 田 かつみ 君	4 番	高 木 明 君
5 番	本 橋 亮 一 君	7 番	大 川 一 利 君
8 番	中 村 利 久 君	9 番	常 泉 健 一 君
10 番	伊 藤 春 樹 君	11 番	工 藤 啓 子 君
12 番	松 戸 進 君	13 番	向 後 悦 世 君
14 番	浅 川 邦 雄 君	15 番	成 島 孝 君
16 番	板 橋 甫 君	17 番	宇田川 昭 男 君
18 番	伊 藤 實 君	19 番	小 林 恵美子 君
20 番	坂 巻 宗 男 君	21 番	尾 形 喜 啓 君
22 番	小 泉 巖 君	23 番	加 藤 健 吉 君
24 番	福 原 敏 夫 君	25 番	岡 本 善 徳 君

26番	のむら 野村	ゆう 裕	君	27番	おの 小野	みつ 光	まさ 正	君	
29番	かな 金丸	かず 和	ふみ 史	君	30番	や 谷嶋	みのる 稔	君	
31番	え 江原	とし 利	かつ 勝	君	32番	あお 青木	まさ 正	たか 孝	
33番	かわ 川口	あき 明	かず 和	君	34番	う 宇野	いさお 功	君	
35番	しし 宍倉	ひろ 弘	やす 康	君	36番	すぎ 杉山	とし 敏	ゆき 行	
37番	もり 森本	かず 一	よし 美	君	38番	たか 高萩	はつ 初	え 枝	
39番	たから 寶田	ひさ 久	もと 元	君	40番	ど 土井	せい 清	じ 司	
41番	かつ 勝野	のぶ 暢	いち 一	君	42番	え 江沢	ぎよし 清	君	
43番	さく 佐久間	かず 一	お夫	君	44番	かわ 川口	ゆき 幸	お雄	
45番	かわ 川島	ふじ 富士	こ子	君	46番	なか 中村	しんいち 新一	ろう 郎	
47番	なか 中村	いさむ 勇	君	48番	せき 関	かつ 克	や 也	君	
49番	みつ 三橋	よし 吉	たつ 辰	君	50番	よし 吉原	しげる 成	君	
52番	の 野中	なか 真	ま 眞	ゆみ 弓	君	53番	あら 新井	あきら 明	君
54番	かね 金木	き 木	いく 郁	お男	君				

欠席議員（3名）

6番	おぎ 荻野	かず 一	お男	君	28番	きた 北村	しん 新	じ 司	君
51番	いわ 岩崎	さき 重	しげ 重	よし 良	君				

説明のため出席した者

広域連合長	藤代孝七君	副広域連合長	岩田利雄君
局長	松永光男君	局次長	須田展司君
総務課長	江口洋君	総務課主幹	金子孝行君
総務課長補佐	平野和之君	資格保険料長	河崎啓二君
資格保険料課主幹	嶋崎公男君	資格保険料補佐	岩田勝正君
給付管理課長	廣瀬清美君	課長補佐	加藤恒寿君

議会事務局職員出席者

議会事務局長 大森康正 書記 金坂 暁

書 記 吉 野 喜久子

書 記 佐 藤 麻奈美



開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（岡本善徳君） 連日の猛暑の中、本当にご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は51名でございます。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより平成22年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（岡本善徳君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりでありますので、ご了承願います。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例第5条第1項ただし書きの規定により、中村利久議員、宇田川昭男議員、尾形喜啓議員を議会運営委員会委員に指名いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長及び局長ほか事務局職員の出席を求めていますので、ご了承願います。

また、本日の事務局出席者については、座席表を席上に配付させていただいておりますので、ご参照ください。

以上、報告いたします。

---

◎広域連合長のあいさつ

○議長（岡本善徳君） この際、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

広域連合長。

〔広域連合長 藤代孝七君 登壇〕

○**広域連合長（藤代孝七君）** 本日ここに、千葉県後期高齢者医療広域連合議会が開催されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび平成22年第1回臨時会を急遽招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公務ご多忙の中ご出席を賜り、心から感謝申し上げます次第であります。

さて、先月、厚生労働省により後期高齢者医療制度廃止後の新制度についての中間取りまとめ案が提示されました。この中間取りまとめ案では、将来の高齢者医療費の推計や費用負担、推進主体などが示されておらず不透明な部分が多い内容となっております。

また、さきの第22回参議院議員選挙の結果、ねじれ国会の様相を呈しております。

このような状況の中、当連合といたしましては新制度への移行までの間、高齢者が安心して医療が受けられるよう適正かつ円滑な業務の推進に努めるとともに、今後とも国の動向を注視し、全国後期高齢者医療広域連合協議会と連携を図りつつ適切な対応をしてまいります。

さて、本日の臨時会に提出させていただきました議案は、人事案件のほか専決処分の報告及び承認でございます。これらの案件につきましては別途ご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご同意またはご承認賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

---

### ◎議席の指定

○**議長（岡本善徳君）** 日程第1、議席の指定を行います。

平成22年3月23日印西市、印旛郡印旛村並びに同郡本埜村の合併及び新たに当選された議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、配付しております議席表のとおり指定いたします。

---

### ◎副議長の選挙

○**議長（岡本善徳君）** 日程第2、小川副議長の辞職により、これより副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岡本善徳君） ただいまの出席議員数は51人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岡本善徳君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本善徳君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岡本善徳君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔議会事務局長 氏名点呼、投票〕

○議長（岡本善徳君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本善徳君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岡本善徳君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に中村新一郎議員、中村 勇議員及び関克也議員を指名いたします。

よって、ただいま指名いたしました3名の方に立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（岡本善徳君） それでは、選挙の結果をご報告いたします。

投票総数51票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、

有効投票 46票

無効投票 5 票

有効投票中、

新井 明議員 34票

宇田川昭男議員 6 票

野中眞弓議員 4 票

伊藤 實議員 1 票

伊藤春樹議員 1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は12票であります。よって、新井 明議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました新井 明議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

---

#### ◎副議長就任のあいさつ

○議長（岡本善徳君） ここで、当選されました新井 明議員のご挨拶をお願い申し上げます。

〔53番 新井 明君 登壇〕

○53番（新井 明君） ただいま選任をいただきました新井 明でございます。副議長就任に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

県内54市町村から成る広域連合議会の副議長という名誉ある要職にご推挙いただきまして、誠にありがとうございます。

広域連合設立当初から、3年間就任されておりました旧印旛村議会議長であられました小川前副議長の後任として、私はその要職の責任の重さを痛感しているところでございます。

今後、議長のもと微力ではございますが、公平かつ円滑な議会運営に努めてまいりますので、議員初め執行部の皆様方の深いご理解、ご支援を賜りますよう心からお願いを申し上げます、副議長就任の挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（岡本善徳君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時23分

○副議長（新井 明君） 議長と交代をいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま岡本議長より議長の辞職願が提出されました。

この取り扱いについて、直ちに議会運営委員会を開会いたします。

暫時休憩いたします。

議会運営委員会委員は、2階アイリスへお集まりください。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時41分

○副議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、報道関係者から写真撮影の申し出がありますので、これを許可いたします。

---

#### ◎日程の追加（議長の辞職許可について）

○副議長（新井 明君） お諮りいたします。

この際、議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（新井 明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職許可についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

◎議長の辞職許可について

○副議長（新井 明君） 日程第3、議長の辞職許可についてを議題といたします。

職員に辞職願を朗読させます。

〔職員朗読〕

○議会事務局長（大森康正君） 平成22年8月9日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会副議長 新井 明様

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議長 岡本善徳

辞職願

今般一身上の都合により、議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

○副議長（新井 明君） ただいま朗読いたしましたとおりでございます。

お諮りいたします。

岡本善徳議長の議長辞職を許可することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○副議長（新井 明君） 起立全員であります。

よって、岡本善徳議長の議長辞職を許可することに決しました。

岡本善徳議員の入場を求めます。

〔25番 岡本善徳君 入場〕

---

◎議長退任のあいさつ

○副議長（新井 明君） この際、岡本善徳議員よりご挨拶があります。

〔25番 岡本善徳君 登壇〕

○25番（岡本善徳君） 議長を辞任するに当たり、一言ご挨拶をさせていただきます。

昨年の8月4日の広域連合議会第1回臨時会におきまして、皆様のご推挙により広域連合議会議長に就任させていただいたわけですが、あれから1年間にわたりまして議長の重責を果たすことができました。

振り返りますと、まさにこの1年間は私にとって、あっという間に過ぎた感じがいたしております。この間、私としては大過なく務めることができたのではないかと考えております。

これもひとえに同僚の議員の皆様、そして連合長を初め執行部の皆様の温かいご理解とご支援、ご協力があったればこそと深く感謝を申し上げます。

また、議長として広域連合といった特別な組織でのさまざまな経験もさせていただきました。これからも議員の皆様方と一緒に、広域連合がますますの発展のために微力ではございますが、これまでの経験を生かして広域連合議員として務めさせていただきます。

重ねて在任中のご協力に対しまして、心から御礼を申し上げまして退任のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。（拍手）

---

#### ◎日程の追加（議長の選挙）

○副議長（新井 明君） ただいま岡本善徳議員の議長辞職により、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（新井 明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

---

#### ◎議長の選挙

○副議長（新井 明君） 日程第4、これより議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（新井 明君） ただいまの出席議員は51名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（新井 明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（新井 明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（新井 明君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の名前を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔議会事務局長 氏名点呼、投票〕

○副議長（新井 明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（新井 明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（新井 明君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に佐久間一夫議員、川口幸雄議員及び川島富士子議員を指名いたします。

よって、ただいま指名いたしました3名の方に立ち会いを願います。

〔開 票〕

○副議長（新井 明君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数51票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、

有効投票 49票

無効投票 2票

有効投票中、

宇田川昭男議員 42票



野村 裕議員 4票

茂手木直忠議員 1票

江原利勝議員 1票

福原敏夫議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は13票であります。よって、宇田川昭男議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました宇田川昭男議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

---

#### ◎議長就任のあいさつ

○副議長（新井 明君） ここで、当選されました宇田川昭男議員にご挨拶をお願いいたします。

〔17番 宇田川昭男君 登壇〕

○17番（宇田川昭男君） ただいま選任いただきました宇田川昭男でございます。議長就任に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

県内54市町村から成る広域連合議会の議長という名誉ある要職にご推挙をいただきまして、誠にありがとうございます。

今、私は、その要職の責任の重さを痛感いたしているところでございます。今後、前任の岡本議長と同様に公平かつ円滑な議会運営に努めてまいりますので、議員の皆様方の深いご理解とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます、議長就任の挨拶といたします。どうぞよろしくようお願い申し上げます。（拍手）

○副議長（新井 明君） 宇田川議長、議長席にお着きください。

〔副議長退席 議長、議長席へ着席〕

○議長（宇田川昭男君） 私、宇田川が議長に就任したことにより、議会運営委員会委員に欠員が生じたので、この取り扱いについて、直ちに議会運営委員会を開会いたします。

暫時休憩いたします。

議会運営委員会委員は、2階アイリスへお集まりください。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

○議長（宇田川昭男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程の追加（議会運営委員会委員の選任について）

○議長（宇田川昭男君） 私、宇田川が議会運営委員会委員でありましたので、現在、議会運営委員会委員に欠員が生じました。

お諮りいたします。

この際、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田川昭男君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

---

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（宇田川昭男君） 日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、千葉県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例第5条の規定により、私から小林恵美子議員を指名いたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（宇田川昭男君） 日程第6、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長より、小泉 巖議員、加藤健吉議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（宇田川昭男君） 日程第7、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

お諮りいたします。

本臨時会を本日1日間とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（宇田川昭男君） 起立全員であります。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇田川昭男君） 日程第8、議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 藤代孝七君 登壇〕

○広域連合長（藤代孝七君） 議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

本案は副広域連合長について、前任の田嶋副広域連合長の辞職に伴い選任するもので、千葉県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定に基づき、議会の同意をお願い

するものでございます。

ここにご提案申し上げております岩田利雄氏は、平成7年に東庄町長に就任し、現在では千葉県町村会長としてもご活躍されており、学識、経験とも大変豊かな方と存じております。何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○議長（宇田川昭男君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はございません。

質疑なしと認めます。

〔「議事進行をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田川昭男君） これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告が……

○19番（小林恵美子君） 議長、議事進行お願いいたします。

○議長（宇田川昭男君） 議事何ですか。

○19番（小林恵美子君） 議事進行をお願いします。

○議長（宇田川昭男君） 議事進行しております。ただいま広域連合長の議案説明の後に今すべて皆様にお諮りしているということで、議事は進行しておりますのでご了解をお願いします。

これより……

〔「議長、動議です」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田川昭男君） どうぞ。

○48番（関 克也君） ただいまの副広域連合長の選任についてであります。副広域連合長の所信の表明をいただきたいと思うんです。そうしてから判断をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宇田川昭男君） ただいま動議が提出されました。

皆様のご承認の得た後に副連合長のご挨拶をちょうだいした中で、またご判断いただきたいとかように思っています。

動議がございましたが、私自身はそういう形で否決といいますか、動議は認めません。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

野村 裕議員。

[26番 野村 裕君 登壇]

○26番（野村 裕君） 四街道市の野村 裕です。

今、所信表明をという意見がございました。

75歳以上の高齢者を差別するこの制度は、舛添要一元厚生労働大臣が行き先はうば捨て山かな、早く死ねと言うのかというせりふ入りの絵を作成したほど国民的批判が強く、廃止を掲げた民主党が政権交代を実現する要因の1つになった制度です。

このように重大な問題がある制度について、どう認識をしているのかという表明がなされない状況で、わかりました賛成ですというわけにはまいりません。

厚労省が7月23日に示した新たな高齢者医療制度の案について、東京新聞がこういう社説ですけれども、拙速では再び混乱を招くと批判をし、新制度案には現行制度を超えるものはほとんどないと書いています。

国民健康保険を高齢者だけ別勘定にする。あるいは75歳を65歳以上に枠を広げるなど、さまざまな問題が指摘をされていますが、そういうことについてもどう認識をされているか、やはり所信表明された上で選任すべきだと私は思います。

以上の理由で私はこの議案に反対をいたします。

以上です。

○議長（宇田川昭男君） 野村 裕議員の討論を終わります。

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田川昭男君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終わります。

これより、議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（宇田川昭男君） 起立多数であります。

よって、議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任については、原案のとおり同意されました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

議員の皆様はそのままでお待ちください。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時24分

---

#### ◎副広域連合長就任のあいさつ

○議長（宇田川昭男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

私より報告します。

地方自治法第121条の規定により、先ほど同意いたしました岩田利雄副広域連合長の出席を求めていますのでご了承願います。

副広域連合長から挨拶を行いたい旨の申し出がございますので、これを許可します。

副広域連合長。

〔副広域連合長 岩田利雄君 登壇〕

○副広域連合長（岩田利雄君） ただいま副広域連合長としてご承認を賜りました東庄町町長の岩田利雄です。お許しをいただきましたのでご挨拶を申し上げます。

後期高齢者医療制度は始まって3年目を迎え、ようやく安定してきたものと考えます。

しかし、国では後期高齢者医療制度を廃止し、新たな制度を創設すべく検討を進めているところであります。そのため広域連合においては新制度廃止までの間、現行制度を適切に運営しつつ新制度への対応が求められるところでございます。

このたびの副広域連合長への就任に対しましては、その責任の重さを受けとめるところであります。今後、藤代広域連合長の補佐役として、後期高齢者医療制度の円滑な実施に努めてまいり所存でございます。議員の皆様方の格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇田川昭男君） 日程第9、議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、森本一美議員の退席を求めます。

〔37番 森本一美君 退場〕

○議長（宇田川昭男君） 提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 藤代孝七君 登壇〕

○広域連合長（藤代孝七君） 議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。

本案は、広域連合議会議員から選任する監査委員について、前任の岡田委員の退職に伴い選任するもので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

ここにご提案を申し上げます森本一美氏は、昭和62年に酒々井町町会議員に就任し、現在では酒々井町議会議長として活躍されており、学識、経験とも大変豊かな方と存じております。何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○議長（宇田川昭男君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はございません。

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田川昭男君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終わります。

これより、議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（宇田川昭男君） 起立多数であります。

よって、議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任については、原案のとおり同意されました。

森本一美議員の入場を認めます。

[37番 森本一美君 入場]

---

#### ◎監査委員就任のあいさつ

○議長（宇田川昭男君） ここで、監査委員に選任されました森本一美議員が議場におられますので、ご紹介申し上げ、ご挨拶をいただきたいと思えます。

[37番 森本一美君 登壇]

○37番（森本一美君） 森本一美でございます。

豊富な行政経験をお持ちの広域連合議会の皆さんの数多くの中で監査委員に指名していただきましたこと森本一美、大変喜んでおります。

このたび監査委員の就任に当たりまして、その責任の重さを痛感しているところでございます。識見監査委員に選出されております森嶋さんとともに、地方自治における監査の必要性と重要性を深く認識し、微力でございますが、誠実にかつ公正な立場から監査委員という職務を全うしてまいりたいと存じております。

議員各位におかれましては、格別のご協力とご理解いただきますようお願い申し上げ、監査委員就任のご挨拶とさせていただきます。どうも皆さんありがとうございます。

(拍手)



◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇田川昭男君） 日程第10、議案第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 藤代孝七君 登壇〕

○広域連合長（藤代孝七君） 議案第3号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の5ページをご覧ください。

本案については、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしておりますので、同条第3項の規定により、これを報告し、ご承認をお願いするものでございます。なお、議案第3号から第7号まではすべて専決処分のご承認をお願いするものとなっております。

本条例は、県議会において3月19日に可決された職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に準じた条例であり、4月1日に施行する必要がございましたが、県議会の後、施行までの間、市町村議会の会期と重なってしまうため、広域連合の議会を開催するいとまがなく、3月29日専決処分とさせていただきました。

改正内容は、広域連合職員の給与について、県に準じて1カ月60時間を超える時間外勤務にかかわる時間外手当の支給割合を100分の150に改正するものでございます。

○議長（宇田川昭男君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

宮田かつみ議員。

○3番（宮田かつみ君） それでは、議案第3号の質疑をさせていただきたいと思います。

ただいま連合長より議案の説明をされました。提案理由の説明をされました。広域連合議会自体の特徴といいますか、特別なこの議会ですから、この専決処分については万やむを得ないという部分が多々あるわけでありましてけれども、私、過去の議会の議案数、そしてその専決処分の数を確認させていただきましたところ、19年7月26日以降、92議案数あるわけですね。そして、うち専決処分が41議案ということです。

確かに地方自治法上の規定がありまして、それにより専決処分が法律上できるように

はなっているわけですが、今回のこの3号あるいは4号につきましては、職員の給与等のものでありまして、なおかつ加えれば県議会の議決、県の条例、これに倣った形での広域連合の職員の身分を全うするといえますか、成就する部分であります。

こういう条例案について広域連合として事務局にお尋ねするんですが、例えば広域連合の条例を一部改正あるいはつけ加える形で法律上、その自治法上のクリアはできないのか、お尋ねをしたいと思います。

なおかつ、この専決処分についての例えばプロセスですとかその説明、これは今まで議会あるいは議員に説明が、当日この議案の説明としてはございますけれども、事前にその辺の説明書があってもしかなるべきなのかなというふうに思いますけれども、その辺を含めてお尋ねをいたします。

○議長（宇田川昭男君） 答弁願います。

局長。

○局長（松永光男君） 宮田議員のご質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるように、他の広域連合で市町村の条例なり県条例に沿ってというような条例をつくっているところもございますけれども、この給与条例なりそのような形をつくった際に、県に準じてということで各市町村が合意してつくられているわけですが、あくまで準じてということはイコールというふうには事務局のほうとしてはとらえておりませんで、大きな改正とかいろんな改正がある場合、やはりそれぞれ一つ一つ議会にご承認をいただくという手続が必要ではないかというふうに思っているところでございます。

全く同一の水準という意味ではなく、1つの基準、模範として県条例とか、そういったものを踏まえて決定していくということが必要ではないかということでございます。

それと、プロセスの説明に関してでございますけれども、プロセスの説明については全員協議会で事前にご説明させていただく中で、できるだけ詳細にご説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（宇田川昭男君） 宮田かつみ議員。

○3番（宮田かつみ君） わかりました。

そうすると今の局長のご答弁からいたしますと、その自治法上の専決処分のできる場合ですね、できる場合については4点ほどございますけれども、これは今議会も含めて将来のこの広域連合の議会については専決処分の法的なもの、そして特にそのスケジュー

ル、日にち等を遵守するというを今、ご答弁をいただいておりますけれども、このとおりぜひよろしくお願いをいたします。

ただ、先ほど申し上げましたように、この給与等の条例につきましては基本的に専決処分で、例えば議会がずっと開かれなかったという場合には専決処分でもそのまま準用してしまうんですね。ですから、それをいとまがないということと言っても、今8月の中旬でありますけれども、県議会の2月議会で議決されたものを今さらのようにここでやる必要があるのかということをおし添えて、質疑は終わらせていただきます。

○議長（宇田川昭男君） 答弁はよろしいですか。

宮田かつみ議員の質疑を終わります。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田川昭男君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終わります。

これより、議案第3号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（宇田川昭男君） 起立全員であります。

よって、議案第3号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇田川昭男君） 日程第11、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 藤代孝七君 登壇〕

○広域連合長（藤代孝七君） 議案第4号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の8ページをご覧ください。

本条例は、議案第3号と同様に、県の2月議会で可決された条例に準じた条例であり、広域連合の議会を開催するいとまがなかったため、3月29日専決処分とさせていただきます。

改正内容は、広域連合職員の勤務時間について県に準じて育児を行う職員の時間外勤務を制限するとともに、時間外勤務手当の引き上げ分の支給に代えて時間外勤務代休時間を指定する仕組みを新設するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（宇田川昭男君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

宮田かつみ議員。

○3番（宮田かつみ君） 先ほどの議案と基本的には考え方が同じだと思いますし、ご答弁も変わらないと思いますので、取り下げさせていただきたいと思います。

○議長（宇田川昭男君） わかりました。

ただいま通告ありました。取り下げということでご了解をいただきたいと思います。

宮田かつみ議員の質疑については取り下げということでご了解をいたします。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田川昭男君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終わります。

これより、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（宇田川昭男君） 起立全員であります。

よって、議案第4号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

---

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇田川昭男君） 日程第12、議案第5号 平成21年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 藤代孝七君 登壇〕

○広域連合長（藤代孝七君） 議案第5号 平成21年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第4号）に係る専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

本補正予算は、国の交付金の交付決定が3月19日となり市町村議会の会期と重なってしまったため、広域連合の議会を開催するいとまがなく、3月26日専決処分とさせていただきます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25億781万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ52億1,715万6,000円とするものです。

内容は2ページにありますように、歳入で国庫補助金として高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の追加交付25億781万5,000円を受け入れ、歳出で社会福祉費として臨時特例基金に全額積み立てるものであります。

○議長（宇田川昭男君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

工藤啓子議員。

○11番（工藤啓子君） 議席11番、工藤啓子です。

議案第5号ですけれども、この高齢者医療制度円滑運営臨時交付金という形で出された会計上の扱い、処理の問題について質問したいと思います。

この交付金というのは臨時特例基金にそのまま入れられて、前年度の会計の中に入れられて次年度の軽減措置に伴う財源という形で確保するという形になっていて、別立ての予算が組まれているわけなんですけれども、22年度分の軽減措置の分として算定された約25億円をそのまま21年度の補正予算という形で基金に繰り入れているわけなんです。

疑問なのは平成22年度の措置としてされたものが、どうして21年度の会計に入れられるのかという部分です。会計処理上のことについて非常に疑問があるわけです。この臨時交付金については、21年のたしか12月の段階で国の第2次補正予算で交付決定がされているので、22年度の当初予算の中にこれは入れておくべきものではないかというふうに考えます。前年度の20年度でも、これは20年度決算の数値なんですけれども、約22億円が措置されていたんですけれども、その後、軽減策が、措置の内容が変わったということではないわけですから暫定的に予算計上できたわけですね。なのでこれは、後から交付金という形で基金にそのまま積んで、次年度そこから取り崩して使うということのその会計上の問題についてその理由を求めたいと思います。

○議長（宇田川昭男君） 答弁願います。

局長。

○局長（松永光男君） 工藤議員のご質問に対して答えさせていただきたいと思います。

臨時特例交付金の算出根拠とか前年度の交付金との関係のご質問だと思いますけれども、臨時特例交付金の算出根拠につきましては、国から示された算定基準にのっとり申請した結果、交付決定額は前年度の保険料軽減措置に要する経費の約1.14倍と全国一律の、全国同じ一律の算定率が採用されたところでございます。

内訳は、被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置に要する経費として6億9,200万円余。均等割の9割軽減、8.5割軽減、それと所得割の5割軽減など低所得者の保険料軽減措置に要する経費として18億1,500万円余の合計25億700万円余が措置されたところでございます。

前年度の交付金との関係でございまして、21年度のケースでは算定基準として20年度の交付実績が考慮されたというところでございます。

それで、基金に積み立ててということのご質問でございまして、前年度に保険料軽減財源を交付し基金に積み立て、そういうようなやり方ということの問題ですけれども、これについては国の要領に従って対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（宇田川昭男君） 工藤啓子議員。

○11番（工藤啓子君） 質問の趣旨が、どうして前年度の予算に入れられて、次年度に使用するような形になっているのかということなんです。それで、例えばほかの法定軽減の場合は、当初予算の中に法定軽減の場合は、市町村とか県の当然負担の部分が入ってきますから、当初予算の中にそれが収入、歳入としても計算されているわけですよ。それがこの上乗せ部分、8.5割なり9割なりの上乗せ部分に関しては、これは当初歳入という形で計算されていないということの問題点なんです。

それについては22年度の予算、歳入の見込みというのが22年度と23年度の保険料の算定に非常にかかわってくる場所だったので、そういう意図で聞いたわけなんです。

国の要領に従ってということなんですけれども、それが各広域連合の裁量の範囲でできないものなのかということも含めて、その辺再度伺いたいというふうに思います。

それから、現在の基金残高28億5,243万円があるんですけれども、この処分方法ですね。これは基金条例というのがつくられていまして、その第6条に処分計画、第6条に沿って処分をされることになっているんですけれども、現在どういう処分計画が立てられているのかということです。その基金の28億円の処分の方法とか、処分計画についてもあわせてお答えください。

○議長（宇田川昭男君） 答弁願います。

局長。

○局長（松永光男君） まず、基金の使い道の関係だと思いますけれども、基金を使うためにその計画ということですが、今回この基金残高というのは7月末だと31億6,196万円余ございますけれども、この処分方法については私どもの広域連合の後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の第6条というところに処分のやり方、処分の目的が書いてありますけれども、保険料の軽減措置の財源として処分をするというようなことで、これについては毎年度の予算審議を経て執行をさせていただいているというようなことでございます。

それと前段のそのやり方が、いわゆる処分、当初から予算とか交付金をいただくものについて、いろんな位置づけができないかというお話であろうかと思いますが、この交付金自体が基金に積み立てて使うというような形で国で制度化されているものから、基金に積んでおいて最終的に保険料の軽減に使われたものを必要なときに取り崩すと、そういうような形をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（宇田川昭男君） 工藤啓子議員。

○11番（工藤啓子君） だから、そういう使い方自体が非常に不透明なんですよね。だから、入ってくる予算に対してどれだけ使ったのかというところでもって保険料が22年度、23年度の保険料が決まってきたわけですよ。その中でそれがきちんとか、これ使い切るものとしてあったにもかかわらず、現実的には約3億ほど余っているという現状の中で、やはり私は当初予算の中に、基金に繰り入れるというところについてはそれはいいんですけれども、当初予算の中にそれをきちんと計算上入れなければいけないものではないかなというふうに思います。

実際に21年度中、この交付金を使い切らずに残しているわけですが、先ほどその処分計画とか処分内容どうなのかというふうにお聞きしたのは、この処分計画というか第6条の内容というのは、例えば、皆さんお手元がないからちょっと厳しい、難しいかもしれないですが、（2）、（3）、（4）の部分ですね。これは相当程度、各広域連合の裁量が認められるというのか、裁量の幅ができるような使い方だというふうに私は思うんです。

高齢者の医療サービスの向上というところで、きちっと使い切っていかなければいけないものかなというふうに思うんですけれども、どうも、どこの広域連合も多分そうなんだと思うんですけれども、国が示している以上のサービスを広域連合独自の裁量で行っているような感じには見えなかった。それでどうなのかということをお聞きしたわけです。

その辺の検討はこれからお願いしたいと、もっとこの基金を使って、使い切るような形でのきめ細かなサービスができるように検討していただきたいというふうに思います。

あと、この条例のことなんですけれども、この条例の執行期限というのが23年3月31日限りで、残高があるときには国庫のほうに戻すんだというふうに書かれていますけれども、後期高齢者医療制度というのは24年度末までという形で、その間は軽減措置は行うというふうに約束しているわけです、国のほうは。この間の全国の広域連合協議会のほうの要望に対してもそのように答えているわけですので、この条例の期限については当初見直すべきではないかというふうに考えます。

その辺についてのお答えと、あと次年度以降の臨時特例交付金については当該年度の予算に組み入れるように、その使い道も立てた形での予算立てをしていただきたいとい



うふうに思いますけれども、それらについて再度お答えください。

○議長（宇田川昭男君） 答弁願います。

局長。

○局長（松永光男君） それでは、ご答弁させていただきます。

先ほどのこの保険料の軽減措置については、この制度がずっと続く限り継続していただけるというふうな国の考え方もございますので、今、次期制度の見直しをしていただいているところでございますので、それらの推移を見ながらこの条例についても適宜、その時期を考えて見直し等を図っていくというようなことになろうかと思えます。

そして、もう1点。例えばきめ細かないろんなものに使えないかと、基金をですね、そういったようなご質問だったと思えますけれども、非常にこの厚生労働省で持っているこの基金の使い方については非常に縛りがございまして、例えばきめ細かな相談事業体制の整備というものについては、市町村の窓口端末の増設とか市町村の相談スペースの確保とか、あるいは広域連合の電算処理システムの運用に対する対応、そういったものに限定するとか非常に限定されているので、自由にちょっと使えないというようなところがございます。

以上でございます。

○議長（宇田川昭男君） 工藤啓子議員の質疑を終わります。

引き続き質疑を続けます。

宮田かつみ議員。

○3番（宮田かつみ君） それでは、議案第5号について若干質疑をさせていただきたいと思えます。

先ほど議案3号で基本的な専決処分の考え方については、局長のほうからご答弁をいただきました。それで、この議案5号についての国から通知があつてから、平成21年11月27日に交付通知、決定通知があつたわけですね。それから12月9日この交付決定分についての収入があつたと。そして、1月28日補正予算の成立で国の予算が計上された。そして、さらには平成22年2月4日、この保険料の補正について内示があつたということで広域連合のほうにメールで受信をされたということですね。

これは、広域連合と国とのやりとりでありましようが、基本的にはこの国の通達、通知そして予算的には国が計上されるプロセス、そしてこの広域連合での交付金に対する考え方等については、多分これは市町村、当時56市町村でありますけれども、56市町村

の担当課と広域連合と協議をしているはずなんです。

そして、なおかつ平成22年2月8日には広域連合の本会議、一般会計そして特別会計の予算についての審議をするための議会が、たしかこの場所だったと思いますけれども、1月25日の告示、そして2月8日本会議が開催をされているわけでありまして。

そうすると、先ほど局長さんのほうのご答弁からすると、地方自治法上でいえば179条の1項、長の裁量というところでこの議会、この議会というのは2月8日の本会議に追加分は別といたしましてこの部分の計上、そして議会にお諮りをすることはできたのではないのかなというふうに思うのですけれども、先ほどのいとまがないということについてのそのいとまはどういうことを言うのか。

それから、このことについては多分全国统一した広域連合に、要するに他県の広域でも検討されていると思いますけれども、その議会の状況。この辺についてのご認識をお尋ねいたします。

○議長（宇田川昭男君） 答弁を求める前にちょうど全国的にお昼になりました。

しかし、この議案の終了後に昼食ということでこのまま議事を進めさせていただきます。

答弁を願います。

局長。

○局長（松永光男君） 宮田議員のご質問にお答えさせていただきます。

2月4日に内示があつて、2月8日にこの広域の議会が開催されているので、その間上程ができたのではないかというお話が1点だったと思いますけれども、この議会への上程でございますけれども、広域連合規約で千葉県後期高齢者医療広域連合の協議会、これ首長さんが15名で構成されている会議でございますけれども、そこに上程するということがその協議会の条例、そしてその規則に基づいて決められておりまして、議会に諮る前に市町村と協議というのが前提になってございます。

したがって、この4日間の中で首長さんに集まって協議をしていただくなり、その前段で市町村の課長さんレベルの幹事会とか、市町村の全体の会議、そういったものを設営するのはとても難しいということではいとまがないと、やむを得ず専決処分をさせていただいたということでございます。

それで、他の広域連合の状況でございますけれども、大変不勉強で申しわけございませんけれども、それらについては今後ちょっと研究課題とさせていただきたいと思いま

す。

以上でございます。

○議長（宇田川昭男君） 宮田かつみ議員。

○3番（宮田かつみ君） それでは、再質疑をさせていただきたいと思います。

先ほどの3号でお尋ねした案件は違いますけれども、この専決処分という基本的な考え方では同じなんです。それで、今の市町村との協議というのはわかりますよ。わかりますけれども、この法律上のその自治法上の解釈からすれば、その今の局長のおっしゃった市町村との協議を経ると、経ることはもちろん否定しているわけではありませんけれども、2月8日が議会なわけですね。これは、例えばそのあまり失礼な言い方もどうかと思うんですが、やる気の問題も1つありますよね。だってそうでしょう。いとまというのはですから先ほど伺ったように、市町村との協議というのは確かにそれを否定しているわけではないんですよ。ないんですが、条例上も要するに後期高齢者のほうのこの条例上も、それから自治法上もこの発生主義でこのプロセスを、今先ほど質疑の前提でお話をいたしましたように、そういう前提、日程があって、それで最終的に国の決定、そしてこの議会と4日間あるわけですね。当然その協議は、その前にも当然課長レベルとかやっているはずなんですよ。

ですから、これを例えばこの議会が、数少ない議会の中で、そして54市町村の議員が遠くから朝早く出てきて、せっかくのこの議会にそのものを上程できなかったというところは、いとまがないというその数文字のことだけで許されるのかどうかというところを伺っているわけですが、局長、もう一度ご答弁をいただきたいのと、それからやる気があるとすれば、では他県ではどうだったのだろうと、そのときですよ。今年の2月4日の時点、あるいは8日の時点で検討はされていないということ自体も、逆に言うと今私が申し上げたやる気の問題にも影響する。そしてそれが、すべてが先ほど申し上げたように、92議案の中の41議案が専決処分ということで、これは数が異常だとは私申し上げませんが、でもそれだけ専決処分をする、せざるを得ないこの議会ということなんです。そうするとこの議会自体のあり方の問題にもなってくるわけなものですから、局長、もう一度精査をしてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（宇田川昭男君） 答弁願います。

局長。

○局長（松永光男君） ご答弁申し上げます。

やる気の問題だというおしかりのお言葉をいただきましたけれども、やはりこの条例及びその規則に基づいて、この議案を会議に諮らなければいけないというようなことが決められてございますので、これについては、私どもはきちんとそのご意見を踏まえながら議会に上程しなければいけないのではないかなというふうには思っております。

それで、他県とのかかわりでございますけれども、確かに本県の広域連合のように全市町村から議員さんになられているところというのは、あまり多くないというふうには聞いていますので、いろいろその都道府県によって比較できない面があるかもしれせんけれども、そういったそのやり方については、今ご指摘がございましたことについて今後研究をしてまいりたいというふうには思っています。

以上でございます。

○議長（宇田川昭男君） これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

工藤啓子議員。

〔11番 工藤啓子君 登壇〕

○11番（工藤啓子君） 議席11番、工藤啓子です。

議案第5号についてですけれども反対討論いたします。

反対の理由の1点目は、やはり会計処理上の不透明さについてです。通常のいわゆる軽減措置をされる分、いわゆる7割、5割、2割と言われている法定軽減分というのは、これは県とか市町村の負担分という形で、当初から予算に組み入れられた収入として換算されています。

私は今回の軽減措置、途中から確かに出てきたものではあったにしても、既に21年度の段階で制度の終わりまで恒久的な措置とするというふうな方針が出ていますので、これはきちんと予算上計上しなければいけない。それは、先ほどの質疑の中でもお話をしましたけれども、22年、23年度の保険料の算定のときのことを多分皆さん覚えていらっしゃると思うんですけれども、やっぱり収入分とそれから支出分の予定額との関係の中で行われてきたわけです。

そういうふうを考えますと、これは収入として予算計上して實際上収支も含めた形での22年、23年度の高齢者の保険料算定の引き下げのほうに使われるべきだったと。というのは、3億円ほど余剰金として残っていたわけですね。先ほどの質疑の中で盛んに

国の要領、ガイドラインとか国で細かく決められているんだというふうなお話がありましたし、私の後の質疑の方の専決処分の部分についても、結局国のやり方以上に超えられない現実、これが広域連合の現実なんだろうと思うんですけれども、そういうような状況というのが今の広域連合にあるということの問題が本当に感じました。

言いたいことは、まず1点は、基金を年度内できちんと精算していくこと。これは求めたいというふうに思います。さらに次年度では、当初予算の中に見込み分というものもこれもきちんと計上して行っていただきたいと。

それから反対の2番目の理由ですけれども、基金の処分方法です。これは条例がきちんとつくられておりますけれども、その条例の中で私は条例を素直に読むと、相当程度広域連合としての裁量を独自発揮ができるはずだというふうに思います。いわゆる地方分権下等の中で特別地方公共団体だと、広域連合がいわゆるその一部事務組合みたいな形での単なる事務の集合ではなくて、独自の議会を持ちというふうな形で国と対等なんだというふうに言っているはずですが、でも実際にはそういうふうな形になっていない。国の方針を超えて高齢者にプラスになるような運営を行うという方針が、私は見られないというふうに思います。

処分方法の先ほど質疑の中でお話をした条例第6条の規定ですけれども、これをそのまま読めば、高齢者によりきめ細かな相談支援サービス、それからその他の説明会や周知。今回制度が変わるわけですから、これについてはやはり制度改正の方向性も含めてきちんと周知していかなければいけない。さらに、そういう周知を含めて当事者の意見を反映させる取り組みという形での情報提供も必要だというふうに思います。

それは何度も言いますけれども、条例上は可能なわけです。事業は可能です。しかし、答弁としては国のガイドライン、要領で使い道がコンクリートされているからできないんだというふうな答弁しか返ってきませんでした。

たしか前の2月議会のときに、すみません、どこの自治体か忘れてしまったんですけれども、健診のときに歩いて来られない高齢者のために送迎を行う自治体に対して、補助できないのかという質問があったわけです。それなんかは、例えばこの基金条例の6条の2でその他法の円滑な施行のための準備経費等の財源に充てるとか、あるいは4のきめ細かな相談を実施するための体制整備をこうずるための経費の財源と、拡大解釈できるはずで、何もそのパソコンを整備するためだけに使う必要性はないわけで、県内広いわけですから、千葉県。いろんな自治体がある。大きささまざまな自治体があっ

実情もさまざま。そういったときにきめ細かなこういったサービスができるんだというふうに行っている自治体に対しては、やはりどういう形で広域連合として応援ができるのかということをもさにこの基金、あるいはこの条例の中でやっていくべきだというふうに考えますので、そういったところで今回の第5号議案に対しては反対をいたします。終わります。

○議長（宇田川昭男君） 工藤啓子議員の討論を終わります。

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田川昭男君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終わります。

これより、議案第5号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（宇田川昭男君） 起立多数であります。

よって、議案第5号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は13時20分といたします。

休憩 午後 0時16分

再開 午後 1時20分

○議長（宇田川昭男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇田川昭男君） 日程第13、議案第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 藤代孝七君 登壇〕

○広域連合長（藤代孝七君） 議案第6号 平成21年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第4号）に係る専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

予算書の7ページをご覧ください。

本補正予算は、国の交付金の交付決定が3月25日となり市町村議会の会期と重なってしまったため、広域連合の議会を開催するいとまがなく、3月26日専決処分とさせていただきます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,473万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3,938億5,834万7,000円とするものです。

内容は8ページにありますように、歳入で国庫補助金として調整交付金1,473万1,000円を受け入れ、歳出で健康保持増進事業費として長寿・健康増進事業費2,113万3,000円の増額、公債費として利子640万2,000円の減額を行うものであります。

説明は以上でございます。

○議長（宇田川昭男君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

工藤啓子議員。

○11番（工藤啓子君） 議席11番、工藤啓子です。

議案第6号ですけれども、これは特別会計の補正予算というふうになっています。今回の補正の内容が、いわゆる長寿健康増進事業の事業見込みの判明でいわゆる国の特別調整交付金の対象事業というのがわかったわけですけれども、質問は国による特別調整交付金の対象事業というのは一体どういうものがあるのかというその内訳と、それからそれらの事業が、県内の各自治体でどういう実施状況になっているのかというところをまず説明していただきたいと思います。

○議長（宇田川昭男君） 答弁願います。

局長。

○局長（松永光男君） それでは、工藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

国のほうでこの交付金、特別調整交付金ということで対象として掲げていただいているもので、本県の広域連合の管内でやっていただいている部分については、長寿健康増進事業分が約1億3,900万円、離職者に関する保険料の減免の実施分が約19万9,000円、高額療養費特別支給分として約860万6,000円でありまして、合計で約1億4,700万円が交付されたというところでございます。

それで、国の交付基準でございますけれども、22年2月3日に示されていまして、長寿健康増進事業として、1つとして健康教育、健康相談事業、健康に関するリーフレットの提供、スポーツクラブ、保養施設等の利用助成、スポーツ大会、レクリエーションの運営費の助成、医療と介護の連携強化モデル事業、その他被保険者の健康増進のために必要と認められる事業、そして2つとして離職者に係る保険料の減免の実施、3つとして高額療養費特別支給金の支給等、4つとして結核性疾病及び精神病にかかる経過措置の関係です。以上が交付対象としてなされています。

本県で該当したのは、冒頭申し上げた3事業でございます。

以上でございます。

○議長（宇田川昭男君） 工藤啓子議員。

○11番（工藤啓子君） 質問した中身は2つあったんですけれども、今の説明だと対象事業を上げただけなんですけれども、お聞きしたいのは県内でそれがどういうふう to 実施されているのかという実施状況のほうをむしろお聞きしたいわけです。

対象事業についてはこれは調べればわかるんですけれども、県内で長寿健康増進事業の中として今上げられた5点があるわけなんですけれども、それらが実際にその各自治体の中でどういうふうに行っているのかという部分をご説明いただきたいのと、あわせて実施している自治体と実施していない自治体と多分あると思うんですね。そういうときに実施されていない自治体に対して広域連合として主体的にどういう取り組みがされているのかなというところもあわせてお願いします。

○議長（宇田川昭男君） 答弁願います。

局長。

○局長（松永光男君） 長寿健康増進事業についてでございますけれども、この補正予算で増額させていただいたものについては、人間ドック等、脳ドックの費用助成に係るもので、自己負担分を除く費用の全額が特別徴収交付金の対象となったことでございます。



どのように実施されたということですがけれども、この人間ドックの場合ですと県内で20市町、脳ドックが4市町、それとはり、きゅう等の助成で16市町、その他運動教室等の実施やスポーツ大会、レクリエーション運営等で3市。以上の延べ43市町において事業が行われているところでございます。

以上でございます。

○議長（宇田川昭男君） 答弁漏れはありますか。

○局長（松永光男君） 失礼しました。

それと、実施していないところというお話だと思いますけれども、全部で21年度ですと56市町村ということですので、差し引きになりますけれども人間ドックですと36市町村、脳ドックですと50市町村、はり、きゅう等の助成ですと38市町村、その他の部分ですと53市町村というようなことがやられていないというような状況になっています。

○議長（宇田川昭男君） 工藤啓子議員。

○11番（工藤啓子君） すみません、3回しか質問できないので答弁漏れについてはカウントしないでください。

だから、聞きたいのは広域連合としてそういうふうな取り組みをしていない自治体に対して、どのような施策を行っているんですかということをお聞きしたかったんですね。そこが一番重要なポイントなわけですよ。そのところについてお話しください。これはカウントしないで……

○議長（宇田川昭男君） 局長。

○局長（松永光男君） 大変申しわけございませんでした。

その脳ドックとか人間ドックというのがいろいろ制度が変わったために、通知を发出したり、説明会を開催したり、アンケート調査を実施したりしてきました。

その結果、21年度では延べ24市町でやられていたんですけども、22年度は27市町、実質7市町ふえているような状況でございます。そういったことで通知とか説明会とかアンケート調査をやらさせていただいているというところでございます。

○議長（宇田川昭男君） ただいま、本来ですと3回が質問のあれですけれども、答弁漏れということでカウントしておりませんので、工藤啓子議員。

○11番（工藤啓子君） ありがとうございます。

それでは今の答弁にかかわって、私、連合長にお聞きしたいんですけれどもよろしいでしょうか。

この長寿健康増進事業というのは、もちろん広域連合がイニシアチブとるのはすごく大事なんですけれども、これ同時にどれだけそのきめ細かくやっていくのかというのは、市町村自治体の実施主体として市町村の創意工夫というのがものすごく求められるところなんです。ところが後期高齢者医療制度が広域連合になってから、市町村自治体の役割というのが賦課徴収と広域連合からの事務伝達みたいなところに実質的にこうなっていて、そのところがすごく問題に感じています。

とりわけこの身近な市町村でやらなければいけないこの長寿健康事業なんですけれども、もう少し自治体の、下からのそういった動きというのを広域連合も喚起すべきだと思うし、また自治体が独自に提案することに対して広域連合が積極的に支援していくという姿勢もまた同時に大事だと思うんですね。一方からの話ではなくて。

本当にこの広域連合になってから、今、制度がすごく落ちついたと連合長は最初のご挨拶のほうでおっしゃっていたんですけども、実は落ちついたというのは制度そのものが最初からよかったわけではなかったと思うんですね。たくさんの軽減措置を行ったり、軽減措置だけではなくてこの今回の長寿健康事業にしても、今まで人間ドックが補助の対象にならなかったのが対象になったりというのは、どうしてそれが出てきたかという、やっぱり下からのというか当事者からの声というのがどんどん大きくなっていく中で、それを広域連合も取り上げて国に要望を上げたり、あるいは自治体もそうやってきたというところなので。

2つ連合長にお願いしたいんですけども、まず1つは、今そのやられていない自治体がたくさんありました。そういった自治体に対してもっと積極的に国の施策、補助金の、補助金ではなくてこの場合は特別調整交付金ですけども、そういうこともあわせて市町村のほうにきちんと情報提供をし、また、やるようにというふうな形で取り組むということと同時に、市町村のほうから上がってくる要望に対してもっと工夫をして単にそれは補助の対象ではないとか、あるいは特別交付金の対象ではないというふうな形式的な見方ではなく、どういうふうにしたら広域連合でそういった長寿健康増進事業のようなきめ細かい支援サービスができるのかということを検討していただきたいと。

この2点について、連合長のほうからぜひご答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（宇田川昭男君） 広域連合長。

〔広域連合長 藤代孝七君 登壇〕

○広域連合長（藤代孝七君） 工藤議員の3番目の、3回目の質問でございますけれども、

今この長寿健康増進事業についてやっていない自治体に対して指導をというご質問でございますが、確かにそれぞれの自治体で持ちまして、いろいろな健康事業を進めていただいているということは、これは承知をいたしてございますけれども、私どものこの広域連合での取組は、先ほど局長が答弁いたしたとおりでございますが、すべての自治体におきましてそれにこたえているとはいえないところでもございます。

やはりそういった働きかけはしてまいりたいと、このように思っておりますし、また市町村からそういったことについて問い合わせがございましたら、それなりに私どもで対応させていただきたい、何はともあれこの75歳以上の皆様方が健全な状態で、いつまでも長生きをしていただけるような、そういった方法に進めていく所存でございますから、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（宇田川昭男君） 工藤啓子議員の質疑を終わります。

引き続き質疑を続けます。

野中眞弓議員。

○52番（野中眞弓君） 52番の野中でございます。

私の質問は、ほとんど今行われました工藤議員と重複しております。

ですから、質問は却下いたしますが、私の大多喜町、要望として工藤議員の3番目の未実施の自治体に対してどう取り組んでいくのかという点では全くそのとおりで、特に郡部の財政が逼迫している自治体にとっては、やりたくても財政的にできない、県がやってくれないか、連合がやってくれないかということ非常に心待ちにしているのがわかるんですね。ですから、具体的にどのように取り組むのかというのを伺えれば伺いたいなと思います。

○議長（宇田川昭男君） 答弁願います。

局長。

○局長（松永光男君） 未実施の自治体への働きかけだと思いますけれども、この辺については、先ほど連合長からご説明ありましたとおり、よく市町村の幹事会とか、市町村課長会議あるいは協議会とかいろんな場がございますので、そういったところのご意見も伺いながら適切に対応してまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（宇田川昭男君） 野中眞弓議員。

○52番（野中眞弓君） 強固に実施していただくことを要望して、私の質疑を終わらせて

いただきます。

○議長（宇田川昭男君） 以上をもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田川昭男君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終わります。

これより、議案第6号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（宇田川昭男君） 起立全員であります。

よって、議案第6号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇田川昭男君） 日程第14、議案第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 藤代孝七君 登壇〕

○広域連合長（藤代孝七君） 議案第7号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議に係る専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の15ページをご覧ください。

本協議は、千葉県市町村総合事務組合から5月11日付で協議依頼があり、7月12日までに回答する必要がございましたが、市町村議会の会期と重なってしまうため、広域連合の議会を開催するいとまがなく、7月12日専決処分とさせていただきます。

協議内容は、平成22年3月23日から印旛郡印旛村及び同郡本埜村が廃止され、その区域が印西市に編入されたことに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する団体の数の減少及び同組合規約の一部を改正することについて協議を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（宇田川昭男君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はございません。

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田川昭男君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終わります。

これより、議案第7号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（宇田川昭男君） 起立全員であります。

よって、議案第7号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（宇田川昭男君） 以上で、平成22年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、長時間にわたり慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時41分



前 議 長 岡 本 善 徳

議 長 宇 田 川 昭 男

副 議 長 新 井 明

署 名 議 員 小 泉 巖

署 名 議 員 加 藤 健 吉





議案議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第 1号	千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について	平成22年8月9日	原案同意
議案第 2号	千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	平成22年8月9日	原案同意
議案第 3号	専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）	平成22年8月9日	原案承認
議案第 4号	専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）	平成22年8月9日	原案承認
議案第 5号	専決処分の承認を求めることについて（平成21年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第4号））	平成22年8月9日	原案承認
議案第 6号	専決処分の承認を求めることについて（平成21年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第4号））	平成22年8月9日	原案承認
議案第 7号	専決処分の承認を求めることについて（千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について）	平成22年8月9日	原案承認